

平成30年度 旭川市グリーン物品調達方針（案）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第10条の規定に基づき、平成30年度旭川市グリーン物品調達方針を次のとおり規定する。

1 目的

本市は、地域社会における大規模消費者の立場から、その事務事業を行うにあたって環境に配慮した物品等の調達（グリーン購入）に務め、市の事務事業によって発生する環境負荷の低減を図るとともに、市自らが率先してグリーン購入を推進することにより、地域における環境物品等（環境の負荷の低減に資する製品及び役務をいう。以下「グリーン物品」という。）の需要を底上げし、持続可能な社会構造への転換に寄与することを目的とする。

2 調達推進品目及び判断基準

市における調達推進品目及び判断基準は、環境省が毎年度変更及び見直しを行う「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を参考に、旭川市が独自に定めるものとする。

（参考 URL <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）

3 重点調達品目及び調達目標

調達推進品目のうち、重点調達品目は、「契約課営業種目分類表」における「1010 情報処理機器・用品、事務用機器」、 「1040 文房具事務用品、用紙類」とする。

4 調達の方法

グリーン物品の調達は、次に従って行う。

- (1) 重点調達品目に指定されている品目については、その調達実績を記録するため、調達した際に、「財務会計システム」「執行伺ー明細」の「グリーン購入法」の「適用する」をチェックする。または、エクセル等の明細内訳の「グリーン購入法」の欄をチェックする。
- (2) 重点調達品目以外の調達推進品目についても、原則としてエコマーク、グリーンマーク及び国際エネルギースターマーク等の環境ラベルを取得した物品等（製品及び役務をいう。以下同じ。）の購入を優先することとし、環境ラベルを取得した物品等がない場合は、次のいずれかの条件を満たす物品等の選択を推進する。
 - ア 資源採取から製造、流通、使用、廃棄に至る物品等のライフサイクル全体を通して環境負荷の低減に資するものであること。
 - イ 環境や人の健康に与えるような物質の使用や排出が削減されていること。
 - ウ 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
 - エ 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料又は物品を利用していること。
 - オ 長期間の使用ができること。

カ 再使用が可能であること。

キ リサイクルが可能であること。

ク 廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと。

(3) グリーン物品であることが確認できない場合又は品質、性能等によりグリーン物品を選択することが不可能な場合は、グリーン物品以外の物品等を調達できる。

(4) 環境ラベルの取得の有無等については、環境ラベル等データベース、エコ商品ねっと、各社が発行しているカタログ等を活用して確認する。

(関連URL)

・環境ラベル等データベース（環境省）

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>

・エコ商品ねっと（グリーン購入ネットワーク）

<http://www.gpn.jp/econet/>